

政府、民主党は「社会保障・税一体改革案」を決定し、厚労省は平成 24 年度診療報酬・介護報酬同時改定に一体改革の内容を反映させ、来年以降「外来受診時定額負担」を含む医療保険・介護保険改定の関連法案を提出する予定である。社会保障・税一体化案では、通院の都度に、現行の窓口負担に上乗せする「受診時定額負担」、70～74 歳の窓口負担の 2 割負担、市販類似薬の患者負担引き上げ等、が打ち出されている。

「受診時定額負担」は、国民皆保険制度の根幹を揺るがす制度である。自己負担の増加により受診機会を制限し、高齢者、乳幼児、慢性疾患患者など受診頻度が多い患者ほど受診が抑制され疾病を重篤化させかねない。医療保険制度上も健康保険法の附則 2 条では、保険給付は「将来にわたり百分の 70 を維持する」と規定しているおり、3 割を超える負担を強いる「受診時定額負担」はこれに反している。

以上の理由により

## — 決議文 —

1. 患者の医療機関に対する受診抑制をもたらし、国民皆保険制度の理念崩壊を惹起する「**受診時定額負担**」に強く反対する。

平成 23 年 9 月 17 日

一般社団法人 日本臨床内科医会

会長 猿田 享 男